

# 令和8年度申告書の書き方　所得控除について

◎所得から差し引かれる金額について、以下に記入内容についての説明を記載します。該当する項目がある方は下記の内容をご確認の上、申告書へのご記入をお願いします。

| 区分               | 記載欄 | 内容等   |
|------------------|-----|---|
| 社会保険料控除          | ⑬   | <p>※控除証明書または領収書の添付もしくは提示が必要です。</p> <p>あなたが前年中に支払った、国民健康保険等の各種健康保険、国民年金、厚生年金、介護保険、後期高齢者医療保険、雇用保険などの保険料の支払額を記入してください。</p> |
| 等掛金控除<br>小規模企業共済 | ⑭   | <p>※支払った掛金額の証明書の添付または提示が必要です。</p> <p>あなたが前年中に支払った、小規模企業共済掛金（旧第二種共済契約掛金を除く）と企業型年金・個人型年金加入掛金等の支払額を記入してください。</p>           |

**生命保険料控除**

(15)

※保険会社などが発行する控除証明書の添付または提示が必要です。  
あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とした生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料（配当金や割戻金がある場合はその金額を差し引いた金額）について、次の計算により算出した金額を記入してください。  
新契約：平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約  
旧契約：平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約

|     |              | 保険料支払額   | 生命保険料の控除額               |
|-----|--------------|--|-------------------------|
| 新契約 | ①一般の生命保険料    | 12,000 円以下   | 保険料支払額                  |
|     | ②個人年金保険料     | 12,001 円～32,000 円まで  | 保険料支払額 × 1/2 + 6,000 円  |
|     | ③介護医療保険料     | 32,001 円～56,000 円まで  | 保険料支払額 × 1/4 + 14,000 円 |
|     |              | 56,001 円以上   | 28,000 円                |
| 旧契約 | ①一般の生命保険料    | 15,000 円以下   | 保険料支払額                  |
|     | ②個人年金保険料     | 15,001 円～40,000 円まで  | 保険料支払額 × 1/2 + 7,500 円  |
|     |              | 40,001 円～70,000 円まで  | 保険料支払額 × 1/4 + 17,500 円 |
|     |              | 70,001 円以上   | 35,000 円                |
| 限度額 | ①と②と③が複数ある場合 | 一般の生命保険料 + 個人年金保険料 + 介護医療保険料<br>( ①の控除額 ) ( ②の控除額 ) ( ③の控除額 )<br>※ただし、最高限度額は 70,000 円です。 |                         |

※新契約と旧契約の双方で控除を受ける場合は、(新契約) + (旧契約) で控除額を計算します（最高限度額 28,000 円）。

**地震保険料控除**

(16)

※保険会社などが発行する控除証明書の添付または提示が必要です。  
あなたが前年中に支払った、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有し、居住している家屋等の地震保険料について、次の計算により算出した金額を記入してください。

|            | 保険料支払額   | 地震保険料の控除額              |
|------------|--|------------------------|
| ①地震保険料     | 50,000 円以下   | 保険料支払額 × 1/2           |
|            | 50,001 円以上   | 25,000 円               |
| ②旧長期損害保険料  | 5,000 円以下  | 保険料支払額                 |
|            | 5,001 円～15,000 円まで                                       | 保険料支払額 × 1/2 + 2,500 円 |
|            | 15,001 円以上   | 10,000 円               |
| ①と②が両方ある場合 | 地震保険料（①の控除額）+ 旧長期損害保険料（②の控除額）<br>※ただし、最高限度額は 25,000 円です。 |                        |

※旧長期損害保険料とは、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が 10 年以上の契約の保険料。

※一つの保険契約に基づき、地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択によりいずれか一方の控除を受けることとなり、二つの控除額を合計することはできません。

**勤労学生控除  
寡婦・ひとり親**

(17)

控除額 26 万円（ひとり親 30 万円）

あなたが次のいずれかに該当する場合に控除が受けられます。

(18)

寡 婦 ①夫と離婚したのち再婚していない人で、子以外の扶養親族を有する前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人

②夫と死別したのち再婚していない人や、夫が生死不明などの人で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人

※住民票の続柄に「妻（未届）」等の記載がある人は対象外

(19)

ひとり親 婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 58 万円以下）を有する単身者で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人  
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等の記載がある人は対象外

勤労学生 あなたが学生または生徒で、前年中の合計所得金額が 85 万円以下であり、かつ給与所得以外の自己の勤労によらない各種所得の金額の合計額が 10 万円以下である人

※在学証明書など、令和 7 年 12 月 31 日時点で学生であることを証明する書類が必要です。

**障害者控除**

(20)

控除額 障害者 1 人につき 26 万円（特別障害者 30 万円・同居特別障害者 53 万円）  
令和 7 年 12 月 31 日現在であなたやあなたの同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合に、該当する人の氏名および障害の程度（種別・等級）、同居・別居の別を記入してください。  
特別障害者 障害者のうち、身体障害者手帳 1・2 級の人、精神障害者手帳 1 級の人  
療育手帳 A 判定の人など  
同居特別障害者 あなたの同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者で、あなたや配偶者、  
生計を一にする親族のどなたかと同居している人  
※障害者手帳などの証明書の提示が必要です。郵送の場合は、手帳などの写しを添付してください。  
※要介護認定を受けている人についても障害者控除が適用される場合があります（市役所  
高齢介護課が発行する認定書の添付が必要です）。

**配偶者控除**

(21)

※個人番号の記載が必要です。  
あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が 58 万以下の人にについて控除が受けられますので、氏名などを記入してください。なお、他の人の扶養親族となっている人や事業専従者となっている人は除きます。

| あなたの合計所得金額 | 900 万円以下 | 900 万円超<br>950 万円以下 | 950 万円超<br>1,000 万円以下 |
|------------|----------|---------------------|-----------------------|
| 控除額        | 一般       | 33 万円               | 22 万円                 |
|            | 老人 ※     | 38 万円               | 26 万円                 |

※老人…昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれの人  
※あなたの合計所得金額が 1,000 万円超の場合は、配偶者控除の額はありません。

配偶者特別控除

(22)

※個人番号の記載が必要です。

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者となっている人は除きます。）の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下である場合に控除が受けられますので、以下の表を参考に配偶者の合計所得金額を記入してください。

| 配偶者の合計所得金額        | あなたの合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|-------------------|------------|---------|-------------------|---------------------|
|                   |            | 控除額     |                   |                     |
| 58万円超<br>95万円以下   | 33万円       | 22万円    | 11万円              |                     |
| 95万円超<br>100万円以下  | 33万円       | 22万円    | 11万円              |                     |
| 100万円超<br>105万円以下 | 31万円       | 21万円    | 11万円              |                     |
| 105万円超<br>110万円以下 | 26万円       | 18万円    | 9万円               |                     |
| 110万円超<br>115万円以下 | 21万円       | 14万円    | 7万円               |                     |
| 115万円超<br>120万円以下 | 16万円       | 11万円    | 6万円               |                     |
| 120万円超<br>125万円以下 | 11万円       | 8万円     | 4万円               |                     |
| 125万円超<br>130万円以下 | 6万円        | 4万円     | 2万円               |                     |
| 130万円超<br>133万円以下 | 3万円        | 2万円     | 1万円               |                     |

(23)

※個人番号の記載が必要です。

(1) 扶養控除額

あなたと生計を一にする親族等のうち、前年中の合計所得額が58万円以下の人について控除が受けられますので、該当する区分の控除額や氏名などを記入してください。なお、他の人の扶養親族となっている人や専業専従者となっている人は除きます。

別居の扶養親族がいる場合は裏面の「14 別居の扶養親族に関する事項」へご記入ください。国外居住者である場合は該当する区分に□をいれてください。

※平成22年1月2日生まれ（16歳未満）の方は扶養控除の対象にはなりませんが、非課税判定等で使用するため、氏名・続柄・生年月日等を必ず記入してください。

|      |          | 控除額  |
|------|----------|------|
| 扶養控除 | 一般       | 33万円 |
|      | 特定扶養親族※1 | 45万円 |
|      | 老人※2     | 38万円 |
|      | 同居老親等※3  | 45万円 |

※1 特定扶養親族…平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人

※2 老人…昭和31年1月1日以前生まれの人

※3 同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、どちらかと同居している人

(2) 特定親族特別控除額

特定親族とは、特定扶養親族のうち合計所得金額が58万円超から123万円以下に該当する方のことをいいます。合計所得金額に応じて控除額が異なりますので以下の表を参考に

③扶養控除の項目において「特親」の欄に○および控除額を記入してください。

| 特定親族の合計所得金額    | 控除額  |
|----------------|------|
| 58万円超 95万円以下   | 45万円 |
| 95万円超 100万円以下  | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円  |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円  |

| 基礎控除 | (24) | あなたの合計所得金額         | 控除額  |
|------|------|--------------------|------|
|      |      | 2,400万円以下          | 43万円 |
|      |      | 2,400万円超 2,450万円以下 | 29万円 |
|      |      | 2,450万円超 2,500万円以下 | 15万円 |
|      |      | 2,500万円超           | 適用なし |

※合計所得金額とは、純損失の繰越控除および雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額と分離課税の各所得金額（分離譲渡所得は特別控除前の額）の合計額をいいます。

## 【5 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択】

給与所得者で給与および公的年金等以外の所得に係る市・県民税を給与から差し引くことを希望する人は「□給与から差引き」に☑を、自分で納付することを希望する人は「□自分で納付」に☑をいれてください。

## 【その他 税額から差し引かれる金額】 ※申告書裏面にご記入ください。

### 10 寄附金に関する事項

- ・都道府県、市区町村分（特例控除対象）
  - …都道府県、市区町村（特例控除対象）に対する寄付金額を記入してください。
- ・住所地の共同募金会、日赤支部分
  - …愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部に対する寄付金額を記入してください。
  - …都道府県、市区町村（特例控除対象以外）に対する寄付金額もこちらに記入してください。
- ・都道府県、市区町村条例指定分
  - …都道府県、市区町村が条例により指定したものに対する寄付金額を記入してください。

### 16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

※この手引きの説明等については、地方税法等の改正により一部に変更が生じる場合があります。